

令和7年第12回議事録

黒石市農業委員会

佐藤事務局長	<p>定刻となりましたので会議を始めます。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(開会の挨拶)</p> <p>黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。</p>
職務代理者	<p>ご起立願います。</p> <p>私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。</p> <p>一、農業委員会は、(全員で唱和)</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまから、令和7年第12回黒石市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。</p> <p>次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。</p>
委員	「議長一任」の声
議長	<p>議長一任の声がありますので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名者には、5番今隆俊委員、6番石澤孝知委員にお願いします。</p> <p>書記には事務局の村上補佐にお願いします。</p> <p>なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。</p> <p>議案の審議に入る前に、報告第26号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。</p>
福澤主事	<p>報告第26号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年11月受理分は、相続が7件、総面積36,581㎡、田が6筆11,781㎡、平畑が3筆6,939㎡、樹園地が7筆17,861㎡となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第27号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	<p>報告第27号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号33番は、美原町の田、5, 594㎡を賃借人の都合により、令和7年11月10日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号34番は、大字黒石字建石の田、2, 252㎡を賃貸人の都合により、令和7年11月11日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号35番は、大字黒石字十三森の田、外1筆合計7, 823㎡を賃貸人の都合により、令和7年11月13日に合意解約したものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委員	<p>「なし」の声</p>
議長	<p>質問がありませんので、以上で報告を終わります。</p> <p>次の議案第46号につきましては、6番石澤孝知委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、また、佐藤仁推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(石澤孝知委員、佐藤仁推進委員退席)</p> <p>それでは、議案第46号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
福澤主事	<p>議案第46号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が8件、所有権移転が7件です。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号13番は、大字沖浦字大巻前の畑、外4筆合計16, 474㎡を経営規模拡大のため、30年間貸借するものです。</p> <p>7ページに移ります。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号57番は、馬場尻西の田、3, 653㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号58番は、大字黒石字十三森の田、7, 876㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号59番は、大字株梗木字中渡の田、1, 737㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。</p> <p>受付番号60番は、大字境松字石切の田、外1筆合計5, 653㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。</p> <p>8ページに移ります。</p> <p>受付番号61番は、大字黒石字浄光寺の田、7, 252㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号62番は、八甲の田、3, 525㎡を経営規模拡大のため、5年</p>

	<p>間貸借するものです。</p> <p>受付番号63番は、馬場尻東の田、外3筆合計9,792㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>9ページに移ります。</p> <p>受付番号64番は、飛内北の田、外3筆合計8,737㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号57番、58番、61番の申請について、農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、物納での更新を希望したため、また、受付番号64番の申請については、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。</p> <p>10ページに移ります。</p> <p>(3) 所有権移転です。</p> <p>受付番号81番は、大字浅瀬石字村元の田、480㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号82番は、大字黒石字建石の田、2,252㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号83番は、大字上十川字長谷沢二番圃の樹園地、外4筆合計10,989㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>11ページに移ります。</p> <p>受付番号84番は、大字赤坂字西田の田、124㎡を贈与により取得するものです。</p> <p>受付番号85番は、大字上目内澤字下田表の田、外2筆合計4,177㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号86番は、大字浅瀬石字山辺の田、外2筆合計3,513㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>12ページに移ります。</p> <p>受付番号87番は、小屋敷南の畑、外1筆合計630㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。</p> <p>以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった、2番森山栄治委員に報告をお願いします。</p>
森山栄治委員	<p>今回申請があった農地について、去る12月9日、加藤浩揮委員、村上誠推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに、現地調査した結果を報告します。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号13番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号57番から64番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行</p>

		<p>われます。</p> <p>(3) 所有権移転です。</p> <p>受付番号81番、82番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号83番は、現況は樹園地、畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。</p> <p>受付番号84番は、現況は畑で、権利取得後は自家消費用のやさいの栽培が行われます。</p> <p>受付番号85番、86番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号87番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。</p> <p>今回申請があった16件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委	員	<p>「なし」の声</p>
議	長	<p>質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。</p>
委	員 一 同	<p>「異議なし」の声</p>
議	長	<p>ご異議がありませんので、議案第46号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(石澤孝知委員、佐藤仁推進委員指定席に着く)</p> <p>それでは、議案第47号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
工	藤 主 事	<p>議案第47号は、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。</p> <p>内容について、別紙14ページで説明いたします。</p> <p>受付番号3番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、大字上十川字留岡六番、登記地目は田、現況地目は畑、面積は2,096㎡、選果場、荷捌き及び車両展開スペースとするため、申請するものです。</p> <p>申請地は、農地区分が第一種農地に該当していますが、転用後の利用目的が農業用施設であるため、不許可の例外に該当し、転用許可見込みがあるものと考えられます。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあつた委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあつた、2番森山栄治委員に報告をお願いします。</p>

森山栄治委員	<p>今回、農地法第4条申請があった土地について、去る12月9日、加藤浩揮委員、村上誠推進委員、私と事務局を交えて聞き取り及び現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号3番は、選果場、荷捌き及び車両展開スペースとするための申請です。</p> <p>場所は、黒石東小学校から東へ約1.7kmの場所に位置しています。</p> <p>農地転用する理由は、売上の拡大に伴いりんごの取扱量が増加し、既存の選果設備では対応することが困難となったためとのことです。</p> <p>土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は、譲受人の既存の選果場、冷蔵施設の隣地であり、商品の移動や交通の便に優れているためとのことです。</p> <p>申請地周辺は、北側は畑、東側は宅地、西・南側は道路となっております。</p> <p>申請地の西・東側は安定勾配の法面とし、土砂流出を防止します。また、雨水等は砂利敷きのため、地下浸透及び道路側溝に放流するとのことで、転用することに問題はないと思われれます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委員	<p>「なし」の声</p>
議長	<p>質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ご異議がありませんので、議案第47号は、原案のとおり決定いたします。それでは、議案第48号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
工藤主事	<p>議案第48号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。</p> <p>内容について、別紙16ページで説明いたします。</p> <p>受付番号9番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、大字上十川字留岡六番、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,508㎡、選果場、荷捌き及び車両展開スペースとするため、申請するものです。</p> <p>申請地は、農地区分が第一種農地に該当していますが、転用後の利用目的が農業用施設であるため、不許可の例外に該当し、転用許可見込みがあるものと考えられます。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあつた委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあ</p>

	<p>たった、2番森山栄治委員に報告をお願いします。</p>
森山栄治委員	<p>今回、農地法第5条申請があった土地について、去る12月9日、加藤浩揮委員、村上誠推進委員、私と事務局を交えて聞き取り及び現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号9番は、選果場、荷捌き及び車両展開スペースとするための申請です。</p> <p>場所は、黒石東小学校から東へ約1.7kmの場所に位置しています。</p> <p>農地転用する理由は、売り上げの拡大に伴いりんごの取扱量が増加し、既存の選果設備では対応することが困難となったためとのことです。</p> <p>土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は譲受人の既存の選果場、冷蔵施設の隣地であり、商品の移動や交通の便に優れているためとのことです。</p> <p>申請地周辺は、北・南・東側は畑、西側は譲受人の事業所敷地となっております。</p> <p>申請地の西・東側は安定勾配の法面とし、土砂流出を防止します。また、雨水等は砂利敷きのため、地下浸透及び道路側溝に放流するとのことで、転用することに問題はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。</p>
長内康之委員	<p>この土地は先ほどの4条の申請と同じ内容の案件ですか。また、都市計画の開発行為には該当しないのですか。</p>
工藤主事	<p>そうです。先ほどの4条申請地と今回の5条申請地が隣接しており、5条申請地が北側に位置し、4条申請地が南側に位置しております。転用するときは一帯で利用することになります。</p> <p>開発行為については、関係機関に確認したところ、今回の案件は該当しないとのことでした。</p>
長内康之委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかにございませつか。</p>
委員	<p>「なし」の声</p>
議長	<p>質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませつか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ご異議がありませんので、議案第48号は、原案のとおり決定いたします。それでは、議案第49号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
山田主査	<p>議案第49号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。</p>

	<p>別紙18ページで説明します。 今回の申請は、所有権移転が1件です。 (1) 所有権移転です。 受付番号2番は、馬場尻西の田、外2筆合計13,636㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	<p>ご異議がありませんので、議案第49号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和7年第12回黒石市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>黒石市農業委員会会議規則第25条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和7年12月19日</p> <p style="text-align: right;">議長 永立康行</p> <p style="text-align: right;">議事録署名者 今 隆俊</p> <p style="text-align: right;">議事録署名者 石澤孝知</p>